

武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則

武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（令和元年12月武蔵野市規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明																								
別表第 2 （第 4 条、第 5 条関係） <table><tr><th>職名</th><th>時間額報酬</th></tr><tr><td>一般事務 A</td><td><u>1,230円</u></td></tr><tr><td>一般事務 F</td><td><u>1,240円</u></td></tr><tr><td>一般事務 G （略）</td><td></td></tr><tr><td>用務員 A</td><td><u>1,260円</u></td></tr><tr><td>用務員 D から教育指導補助員まで （略）</td><td></td></tr></table>	職名	時間額報酬	一般事務 A	<u>1,230円</u>	一般事務 F	<u>1,240円</u>	一般事務 G （略）		用務員 A	<u>1,260円</u>	用務員 D から教育指導補助員まで （略）		別表第 2 （第 4 条、第 5 条関係） <table><tr><th>職名</th><th>時間額報酬</th></tr><tr><td>一般事務 A</td><td><u>1,280円</u></td></tr><tr><td>一般事務 F</td><td><u>1,290円</u></td></tr><tr><td>一般事務 G （略）</td><td></td></tr><tr><td>用務員 A</td><td><u>1,310円</u></td></tr><tr><td>用務員 D から教育指導補助員まで （略）</td><td></td></tr></table>	職名	時間額報酬	一般事務 A	<u>1,280円</u>	一般事務 F	<u>1,290円</u>	一般事務 G （略）		用務員 A	<u>1,310円</u>	用務員 D から教育指導補助員まで （略）		字句の改正 字句の改正 字句の改正
職名	時間額報酬																									
一般事務 A	<u>1,230円</u>																									
一般事務 F	<u>1,240円</u>																									
一般事務 G （略）																										
用務員 A	<u>1,260円</u>																									
用務員 D から教育指導補助員まで （略）																										
職名	時間額報酬																									
一般事務 A	<u>1,280円</u>																									
一般事務 F	<u>1,290円</u>																									
一般事務 G （略）																										
用務員 A	<u>1,310円</u>																									
用務員 D から教育指導補助員まで （略）																										

付 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。